長部留鶴

防衛大学校
陸上競技部
部則

第一章　総則

第一条　この部は、防衛大学校陸上競技部と称する

第二条　この部は、防衛大学校校友会に所属する

第二章　目的及び活動

第三条　この部は、陸上競技を通じて、人間性の発展を追求し、身体的健康、有能であり、精神的に健全で、社会的にすぐれた人間像の育成を目的とする。ここに我々は、部の円滑を図るため、部則を制定する事にした。

第四条　前条の目的を達成するため、次の事を行う

一、総会、役員会、及び部会の開催

二、各種試合及び行事の計画、参加

三、練習
四、部誌及び名簿の発行
五、その他役員会で決めた事

第三章　組織

第五条　この部は、本校学生にて校友会所定の手続を経た者（部員）、部長、監督及び顧問をもって組織する

第六条　この部に次の機関をおく
一、総会
二、役員会
三、部会
四、専門部会

第七条　一、総会は部長が召集し、部長、監督、顧問及び部員の三分の二以上の出席を以て成立する。総会の議長は主将又はその指名したものが務め、書記は主務が務

める。

一、総会は、部の最高の決議機関であり、部の基本運営方針等を決定する。

二、総会の議決は出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長が決する

三、総会の議決事項は部長の承認を要する

第八条　一、役員会は　役員及び主将と四学年生をもって構成する

二、役員会の主要な任務は左記の事項とする

(一)年度方針原案作成
(二)練習計画の基本事項の調整
(三)部長又は、主将ののぞむ事項
(四)その他

第九条　この部の役員として、主将、副主将、主務、会計、その他特に部長の定めるもの。

役員は二学年の互選により、四学年が承認し、部長が任命する

第十条　役員の任務及び権限

第二項　（主　将）

一、一般部員の長として部務を統括し掌握する。
二、部務の運営に当っては、部長、監督及び顧問と常に接触を保ち、適時適切な指導を受けるとともに適宜の報告をするものとする
三、その他部長の指示する事項

第二項　（副主将）

一、主将を補佐し、主将事故ある時は、その務めを代行する
二、企画部を統括する
三、その他、主将又は部長の指示する事項

第三項　（主　務）

一、主務は、主将の実務的補佐者として、実務を掌握する
イ、各種試合及び行事の計画の作成及び参加手続
ロ、各種会の記録の整理保管
ハ、部員名簿の整理保管
ニ、その他

第四項　（副主務）

一、主務を補佐し、主務事故ある時はその職務を代行する
二、主に他大学との間に開かれるマネージャー会議に出席、渉外の任を務む
三、その他

第十一条
一、部会は、主将及び部員の五分一以上の要求があった場合五日以内に主将が召集する。
二、部会は、役員等の部内外の状況報告及び部員の積極的意見の発表の場とする

第四章　部員

第十二条
部員は、次号に定めることを行なうものとする
一、総会及び部会への参加
二、入部費、部費及び役員会で決めた諸経費の納入
三、練習並びに各試合及び行事への参加

第十三条　部員は、その三分の一以上の賛同で総会、五分の一以上の賛同で部会の開催を要求することができる

第十四条　退部及び休部を希望する者は、その願を主将に提出し、役員会の審議を受けた後、部長の承認を受けなければならない

第十五条　部員が、次の各号に該当する場合は、役員会の決議により、部長はその部員の退部もしくは休部をさせることができる
一、部の統制を乱した場合
二、部の名誉を汚した場合
三、練習、部会、その他部の行事等における無断欠席が長期に亘る場合
四、学科成績が不良の場合

第十六条　練習は次の要領により行なう
一、原則として平日は毎日行なう
二、日曜、祭日等については、主将が決める
三、練習を休む場合は主将の承認を要する

第五章　安全管理

第七条　部活動においては、常に計画的合理的な練習方法により、危害予防に努めなければならない

第八条　各ブロックは、安全係を決めて、練習中の危害予防に務めるとともに、定期的に施設及び用具の点検整備を実施する。

第九条　部長、監督及び顧問は、危険と認められる場合は、練習等を中止させることができる

第六章　会計

第十条　部の費用は校友会予算、部費、入部費、寄付金その他をもってあてる

第十一条　部費、入部費はその額を役員会で定める

第三条　部の予算は役員会で立案し、総会の議決を経て、部長の承認を受けなければならない。

第三条　役員の交代時には必ず総会で決算報告をしなければならない。

第三条　会計監査は、技文会会計監査前及び部長が必要と認める場合に顧問又は部長、監督が実施するものとする。

第七章　部則の改正

第三条　この則の改正は、役員会で審議し、総会で全部員の三分の二以上の賛成の後、部長の承認を得なければならない。

付則

この部則は昭和四十六年一月一日より施行する